

無我論と倫理をめぐる一考察

——初期唯識派における利他行を中心に——

千 葉 公 慈

(駒沢女子大学)

1. 問題提起——「無我」と「慈悲」——

小論は、このたびの共同研究テーマ「戒律と倫理」に関連する一考察として、初期唯識派における倫理思想を扱うものである。一般的に倫理とは「人倫のみち。實際道德の規範となる原理（広辞苑）」と示されるが、本来まずは仏教学における倫理そのものの定義を検討することが前提となろう。しかし無我論からいかに利他行を教義として導き出すかという当面の問題点を明確に示すために、小論ではどうしてもこの前提を略することになる。つまり仏教倫理という範疇で、他者の利益をめぐる観念を中心に考察するものである。

そこで小論のキーワードとして sama-citta という概念をあげておきたい。すなわち、唯識説における sama-citta の思想的発展こそが、dharma-dhātu の思想的特徴をもっとも具体的に指示している術語であり、いわゆる大乘の菩薩にとって利他行の根拠として機能する一方、教理としての空思想と利他行を結びつけるキーワードであると認められる。つまり黄金律としての大慈悲心という観点からではなく、無我論と慈悲行の原理的考察のために、今一度 sama-citta に関する文献上の確認が必要と思われる。実は既に以前、早稲田大学での「日独交流会議」においてシュミッ

トハウゼン氏の次なる発言があった。

原始仏教聖典のなかで、繰り返し説かれているのは、「五蘊などが、あるいは、あらゆる諸存在が、自我ではない、あるいは、一個の自我ではない」ということである。しかるに、わたくしは、原始仏典の中で、慈悲の心が、そのような「無我」の思想から生まれてくる、などと説く箇所を、まったく知らないのである。後世の文献においてすらも、慈悲の心が、「無我」の思想から生まれてくる、などと説くことは、ほとんどない、と思われる。(日独交流会議「自然理解と仏教」レジメ p. 30, ll. 45-50)⁽¹⁾

すなわち、dharma の空性からは慈悲の教義は導き出せないという趣旨の文献上の確認である。これは明らかに仏教成立以前から専ら我見にもとづく倫理思想を展開していたことを受け継いでいる。つまりたとえ我見を否定した仏教であろうとも、利他を教理上の根拠から実践するためにはどうしても我見を前提とした説明が必要となるという指摘であり、無我の名の下にある種の我見として sama-citta を設定することは充分想定されることでもある。

そこで『大乘莊嚴經論』(Mahāyānasūtrālaṃkāra, 以下 MSA) における sama-citta の典拠を再び吟味することにより、⁽²⁾ 利他行の倫理的な根拠の一例を模索したい。

2. 「平等」の分別と「平等心」の獲得

唯識説における「法性の平等性」という真如観の変遷を考える時、その曖昧な真如の存在について、その代表的な用例として『中辺分別論』(Madhāyāntavibhāga, 以下 MHV)「相品」第13偈と第14偈の三性説に

関する論理の展開の中に見ることができた。⁽³⁾さらにはそれと密接な関係にあると予想される『法法性分別論』(Dharmadharmatāvibhāga)の相当箇所にも指摘し得る。これらは空性理解の根拠となる基盤を二重に用いることによって、巧みに唯識説の空性理論を証明せしめるものであった。しかしながら、その際の MHV の真如とは常に顕現せられるべき対象ではなく、虚妄分別自身の滅、つまり基盤に対峙する属性の消去として真如が説明されたのであり、初期唯識説では真如が止観行のある一定の段階にまで進まなければ対象とはならなかった、あるいはその段階においてのみ対象となり得る存在であったものが、次第にあらゆる段階の者にとっての対象と広がり、その後の文献ではすべての修行者にとって、同時的に平等に内在する存在へと変化している傾向がある。⁽⁴⁾換言すれば一種の tādātmya (同一性) 的な性質への変化とも言い得るものである。例えば MSA 第15章「教授品」における「殊勝なる平等性への通達」を主題とした五種の平等性に言及する次の安慧の復釈に示される。

so so'i skye bo'i de bshin nyid chos kyi dbyings dang 'phags pa
rnam kyi de bshin nyid chos kyi dbyings su tha dad pa med cin ro
gcig pa'i de bshin nyid de'i tshe rtogs so shes bya ba'i don to/⁽⁵⁾

凡夫の真如たる法界と聖者の真如たる法界とを区別することなく、
一味の真如をその時に通達する。

つまり安慧にとって「法界の平等性に通達する」ことは、取りも直さず「凡夫と聖者を区別することのない、一味の真如に通達すること」を意味し、このことこそが「平等心 (sama-citta) の獲得」という意味であることを主張する。

sems can thams cad dang bdag tu mtshungs pa'i sems kyang thob
ste / bdag gang yin pa sems can yan de yin sems can gang yin pa

bdag kyang de yin po shes rtog pa'i sems thob po /

すべての衆生と自分とを「差別することのない」平等心を獲得するというのである。すなわち、自分がそのまま衆生であり、衆生がそのまま自分である、と証得する心（citta）を獲得するのである。

このように「衆生と自己が平等である」という「甲が乙である」という平等観よりも、「衆生と自己には平等心がある」という「甲には乙がある」という平等観が説かれており、前者よりも後者の方が優先されるべきであるという点である。これは真如が認識判断されるべき対象から脱皮して、やがて存在判断されるべき実体、つまり一種の *tādātmya*（同一性）的な性質であるとも確認できるのである。⁽⁶⁾ こうした主張は、おそらく唯識観の思想的変遷という観点からも、主体的な認識判断そのものが、本来の時間的前後関係の活動であったものから同時的な空間理解に変化することによって *citta* の実体化への先鞭となるのである。⁽⁷⁾

3. 「平等心」の特質——MSA における用例を中心に——

それでは実際に MSA における用例を中心にして、*sama* 及び *sama-citta* の主な典拠を吟味する。⁽⁸⁾

1) 第17章「度摂品」(*samacitta*, 平等)

nirapekṣaḥ samacitto nirbhoḥ sarvapradaḥ kṛpāhetoḥ /

mithyāvādaṃ brūyāt paropaghātāya katham āryaḥ // K. 45

(S. Lévi ed, p. 410, ll. 7-8)

不顧、及平等、無畏、亦普施、悲極有何因、惱他而妄語。

(大正31, p. 631-b-14~15)

…samacittaś ca sarvasattveṣv ātmasamacittayā…

(ibid, p. 410, ll. 11-12)

…二者平等，他身與自，得等心故。… (大正31, p. 631-b-19~20)

ここは，mrṣā-vāda（虚偽の言葉）から離れることを主題とし，まず菩薩以外の衆生がなぜ妄語をなすのか，その四種の原因を挙げて，順次説明する箇所である。菩薩はそれらの原因に対して，①凡夫は自利のために妄語をなすが，菩薩は自己の身命を顧みないからなさないのであり，②凡夫は愛する人に対する親愛の情によって利他のために妄語をなすが，菩薩は一切衆生において，自己との平等心があるからなしないとされる。そして③凡夫は五種の畏怖のために妄語をなすが，菩薩は諸の畏怖を超越しているからなさないのであり，④凡夫は僅かな財を得るために妄語をなすが，菩薩は一切の自己のものを捨与するからなさない，と説明する。すなわちここでの sama-citta は，甲と乙の citta は sama であるから（心が平等だから）ではなく，甲と乙において sama-citta があるから（平等な心があるから），という視点から述べられている。

2) 第15章「教授品」(samacitta, 心平等)

dharmā-dhātōś ca samatāṃ pratividhya punas tadā /

sarvasattveṣu labhate sadātma-samacittatām // K. 30

nirātmatāyāṃ duḥkhārthe kṛtye niḥpratikarmaṇi /

sattveṣu samacitto 'sau yathānye 'pi jñātmajāḥ // K. 31

(ibid, p. 94, ll. 8-10)

爾時通法界，他自心平等。平等有五種，五無差別故。

(大正31, p. 625-b-20~21)

ここでは，第10の主題として，見道の特質の規定が示されているが，ま

ず注目したいのが利他行という共通項目を通して、他者と自己の関係の観察から sama-citta を見るのではなく、初地において清浄なる dharma-dhātu（法の基体）に通達した者だけが、初めて sama-citta を獲得するとされている主張である。つまりここでは dharma-dhātu が sama-citta を生起せしめるその根拠となっているのであり、したがって唯識派における利他行には、sama-citta に先行して dharma-dhātu への通達こそが要求されなければならないのである。そしてその後、菩薩の心には五種類の sama-citta（無我平等、有苦平等、所作平等、不求平等、同得平等）が生まれると示される。これらの心平等は、1）における利他行のために過ちを犯すという点と共鳴するが、各々その心の平等性への通達は、初地の段階での菩薩にて獲得されるという。『十地経（Daśabhūmika-sūtra）』の示すところの「十種の清浄なる心意樂の平等性」が第五菩薩地（難勝地）にて初めて獲得されるという説と比較しても、より初期段階において普遍的性格を強めている点で重要である。

3）第5章「発心品」（samacitta, 平等心）

dharmeṣu ca sattveṣu ca tat-kṛtyeṣūttame ca buddhatve /
samacittopālabhāt prāmodya-viśiṣṭatā tasya // K. 9

(ibid, p. 45, ll. 9-10)

諸法及衆生，所作及佛體，於此(四)平等 [心]，故得歡喜勝。

(大正31, p. 596-a-17~18)

ここでの用例は、「歡喜地（pramuditā-bhūmi）」が何故勝れているのか、というその殊勝なることの原因を示す箇所である。そこには四種類の sama-citta が原因として挙げられているが、①諸法に対する平等とは、第一歡喜地に至れば、法無我を覚悟するからであり、②衆生の平等とは、

自他の平等に達したからである。③所作の平等とは、自苦を尽くすように他苦を減することを意味し、④仏体の平等とは、仏の法界が自己のうちにおいても平等であることを意味する。したがってここで重要なのが、④の「仏体平等」である。dhātu と ātma（自己）とが同一であり、その意味の限りにおいてのみ平等である、とする点である。こうした見解は安慧の復積に至ると一層その傾向が強まるが、ここでも同様に dharma-dhātu を経過した平等性のみが主張されているのである。

4) 第10章「菩提品」(samacitta, 等心)

dhāraṇāt samacittāc ca samyag-dharma-prakāśanāt /

kr̥tyānuṣṭhanataś caiva caturjñāna-samudbhavaḥ // K. 76

(ibid, p. 47, ll. 24-25)

攝持及等心，開法亦作事，如是依四義，次第四智起。

(大正31, p. 607-b-21~22)

ここでは、「前後において差別がなく、一切の障から無垢であり、清淨でもなく不清淨でもなく、佛は真如であると考えられる（西藏仏典研究会篇）」とあり、さらに安慧の復積によっても、「仏道の修行においてその過程の時間的前後関係には区別が無いから平等である。なぜなら仏の法身は真如であるという点で、皆平等だからである。ただ、修道の力によって煩惱障と所知障という客塵の垢れが無くなるから、本来清淨と不清淨に区別は無く、平等である（趣意）。」とあることから、ある意味で修行があろうとなかろうと，āgantuka-kleśa（あるいは malā）（客塵煩惱）に覆われているだけで、本来の真如は内在することに区別はなく、その意味で平等であるとしている。前後の時間を否定し、裁断するということは、同時に空間的理解を立ち上げることを意味すると推測される。

5) 第23章「行住品」(samacittata, 平等, 普於衆生同自心)

adhimukutir hi sarvatra saloka lingam isyate /

alinatvam adinatvam apara-pratyayatmata // K. 27

prativedhaś ca sarvatrra samacittata /

aneyanunayopayajñanam mandalajanma ca // K. 28

(ibid, p. 180, ll. 10-13)

明信及無劣，無怯亦無待，通達及平等，離偏亦離著。

及以知方便，亦在聖衆生，如此十種相，地地皆圓滿。

(大正31, p. 650-b-12~15)

ここでは、菩薩の地に悟入したものの10種の特相 (bhūmi-praviṣṭaya lingam) としてまず adhimukuti の特質が示されて、そうした10種のうちの
一者である sama-citta は、第6番目に容認（あるいは受容）されるべき
対象として実体視されている。因みに安慧の復釈によれば、入地の菩薩
の特相とは、①一切處において光明を有する信解、②最上高大甚深の諸法
に対する無下劣（無劣）、③難行にもかかわらず無怯であること、④自己
の地においては、その内心が他のものに依ってはいないこと（無待）、⑤
一切の地に貫かれていること（通達）、⑥一切の衆生における自己との平
等心、⑦称讃と誹謗の言葉に対する無動（離偏）、⑧ [例えば] 轉輪王な
どの地位が成就することに対する無貪（離著）、⑨善巧方便の不可得のもの
に対して仏の方便が知られること（方便智）、⑩仏の会衆輪において、
あらゆる時に生まれること（聖衆生）の10種である⁽⁹⁾。こうした併記からも
知られるように、citta の一切時における不変・不動にして縁起する事の
ない特徴が示される。

6) 第22章「功德品」(samacittatva, 自他平等心)

vairāgyaṃ karuṇāṃ caitya bhāvanāṃ paramāṃ api /
tathaiva samacittatvaṃ nāśāryaṃ tāsu yuktatā // K. 4

(ibid, p. 160, ll. 24-25)

離欲與得悲，勝修及平等，依此修諸度，是行非希有。

(大正31, p. 650-b-8～9)

この用例は、本品冒頭の六波羅蜜に関する実行の希有 (āścarya: 通常にはあり得ない驚くべきこと; K. 1～3) が示されたのを受けて、それら波羅蜜に関する実行の非希有 (anāścarya: 通常の人には驚くべきことであったも、それぞれの地に到達した菩薩にとっては希有ではないこと; K. 4) が説かれる。長行によれば、離欲への到達によっては布施波羅蜜が非希有となり、悲への到達によっては持戒・忍辱の2つの波羅蜜が、そして無功用無分別といわれる最高に勝れた修習(実質上は第八地以上のこと)によっては精進・禪定・智慧の3つの波羅蜜がそれぞれ非希有となるという。そして sama-citta だけは六波羅蜜すべてにわたる非希有であると示され、菩薩の獲得されるべき諸々の分別のうちで独自の普遍的性質を有していることが読みとれる。しかも利他行に対する倦怠(疲倦)のないことの根拠として説明された後に、続いて第4偈においては、菩薩を含む諸々の衆生全体にわたる sama-citta が示され⁽¹⁰⁾、第5、6偈においては六波羅蜜と sama-citta が個別に詳説されていることから、その普遍性は菩薩のあらゆる地の者のみならず、凡夫一般にまでわたる共相であることが理解される。その点を裏付けていると思われるのが、本品の主題の構成順序である。まず第一の主題が「希有と非希有の分別 (āścaryānāścarya-vibhāga)」で、続いて「平等心 (sama-citta)」, そして「饒益 (upakār-

in)」が逐次説明されるということは、我々凡夫には推し量ることのできない菩薩の特殊性と、我々自身にも内在するという非特殊性の両者の橋渡しの役割を担っている意味をなすのである。あるいは利他の目的の下で菩薩の特殊性が非特殊性へと展開される媒体の術語となっている。

7) 第12章「述求品」(samatā, 証平等)

samatāgamaṇaṃ tasmin nārya-gotraṃ hi nirmalaṃ /
samaṃ viśiṣṭaṃ anyūnādhikaṃ lakṣaṇā matā // K. 43

(ibid, p. 65, ll. 21-22)

聖性證平等，解脫事亦一，勝則五義，不減亦不增。

(大正31, p. 614-a-26~27)

ここは転依 (āśraya-parāvṛtti) を主題とする偈頌である。行者の人格の基層が変貌することにおいて平等性を獲得するというのは、聖なる種性 (聖性: ārya-gotra) が清浄なる無漏界 (anāsrava-dhātu) であることを知って、すべての者が同様な解脱を獲得するということを意味している、と説明する。しかも安慧の復釈によれば、⁽¹²⁾ 諸仏の解脱と声聞・縁覚のそれとはまったく本来平等であるという。

4. 小 結——「大我見」と「利他行」——

以上の主な用例から，sama, samatā, および sama-citta の典拠には、①理論（三性説・三身説）から実践（利他行）への展開，②時間的（非空間的）理解から空間的（非時間的）理解への展開，③ śraddhā ではなく adhimukti によって受け入れられるべき対象という特徴などが見られた。すなわち sama-citta はすでに完全なる我見と変貌することになるが、こ

— 112 — 無我論と倫理をめぐる（千葉公慈）

の点を否定する観点から MSA の著者は「教誡教授品」の第37偈以降に「大我見」として平等心を定義するに至るのである。

saṃskāra-mātram jagat etya buddhyā nirātmakaṃ duḥkha
-virūḍhi-mātram .

viḥāya yo 'narthamayātma-dr̥ṣṭiṃ mahātma-dr̥ṣṭiṃ śrayate
mahārthām // XIV, K-37

(Lêvi ed, p. 95, ll. 13~14)

世間はただ諸行にすぎず、無我であって、苦の増大する所にすぎない、と智慧を以て 理解し、無益な我見を断じ、勝れた利益のある大我見に依止する。(K. 37)

この偈に関する世親の長行によれば、勝れた利益ある大我見とは、一切の衆生である他者に対して自己と平等であるという見解を獲得するための我見であると認めた上で、他者における利益の原因と規定している。⁽¹³⁾そして他者の利益である限り、外教の我見とは一線を画した我見であるとして、安慧は復釈『経莊嚴註疏』にて以下の通り説示している。

初地に達する時、自他の平等なることを知る見解を獲得するが故に、「大 [我] 見」と言う。このように [自他を平等と] 見ることによって、無限の衆生を利益するから、「大 [我] 見」と言うのである。つまり [初地に達する] その時に、このような [自他平等の] 見解に住するから、「大我見に依止する」のであり、それは世間ではきわめて希有なことなのである、と言う意味である。「ここに我見無くして我見あり」(K. 38, a)という場合、初地を得る時、「我見 [あり]」とも「我見無し」とも言われる。なぜ「我見無し」と言われるのか、と言えば、初地を得る時に有身見を断ずるが故に「我見無し」と言われる。それではなぜ「我見 [あり]」と言われるのか、と言えば、自己がす

なわち衆生でもある、というように自己と衆生とを平等に見るが故に、「我見 [がある]」とも言われるのである。(中略)「しかし [菩薩においては] 衆生と自己とに関して平等であるから、そうではない。」(K. 41, d)と言う場合、これは [菩薩にとって] 希有なことではないことを示す。すなわち、自己と他者に関して平等心 (sama-citta) を体得していない人々において、もし上記のようなことが生ずるならば、希有なことである。しかし、自分を慈しみ幸福になるために努力している場合には、希有なことではない。それと同様に、この場合においても、菩薩が自己と他者に対して平等心を獲得し、一切の衆生はすなわち自己であると理解するならば、一切の衆生に対して利益を為し、その幸福を願うことがどうして希有なことであろうか。希有なことではないということである。(小谷信千代⁽¹⁴⁾ 訳)

こうして MSA による限り、利他行は偉大性 (mahātmya) と希有 (mahāścarya) とを特質とする「大我見 (mahātmaḍṛṣṭi)」を根拠とすることが明確に規定され、先の問題提起における「利他行は我見にもとづく」との仮説を裏付けることになる。

註

- (1) What is frequently found is statements that the *khandhas* etc., or even all *dharmas*, are not the or a self, but I am not aware of any canonical passage deriving compassion from this idea, and even in later literature such derivation appears to be rare. According to the basic canonical text on “not-self” (*anattā*) the insight that the *khandhas* etc. are not self or mine because they are impermanent and hence unsatisfactory, only leads to becoming weary of them (*nibbidā*), detachment (*virāga*) and liberation (*vimutti*).

日独交流会議「自然理解と仏教」(H. 11, 1. 31, 早稲田大学国際会議場) レジメ p. 30 参照。

- (2) 拙論「唯識説における倫理根拠の一考察——mahātmadr̥ṣṭiの周辺——」
『駒沢女子短期大学研究紀要』第33号, pp. 69-78
- (3) 拙論「瑜伽行派における止観考(2)——『中辺分別論』相品第13偈, 第14偈を中心にして——」『駒沢女子短期大学研究紀要』第31号, pp. 37-48
- (4) 拙論「唯識説における sama-citta についての一考察——特に『大乘莊嚴經論』を中心として——」『駒沢女子短期大学研究紀要』第32号, pp. 149-160

- (5) MSA 安慧復釈における普遍的なる平等性としての真如

chos kyi dbyings la mnyam pa nyid // de tshe rab tu rtogs nas (K. 30, ab)
kyang shes bya ba la / gshan yang sa dang po thop pa'i byang chub sems
dpa' des /so so'i skye bo'i de bshin nyid chos kyi dbyings dang 'phags pa
rnams kyi de bshin nyid chos kyi dbyings su tha dad pa med cin ro gcig
pa'i de bshin nyid de'i tshe rtogs so shes bya ba'i don to // chos kyi dbyings
mnyam pa nyid rtogs pas mnyam pa nyid rnam pa lnga yang rtogs par
'gyur ro shes bya ba'i don to //

de tshe sems can thams cad la // bdag dang mtshungs pa'i sems thob po
(K. 30, cd) shes bya ba la / sa dang po'i tshe mnyam pa nyid rnam pa lnga
thop pas na / sems can thams cad dang bdag tu mtshungs pa'i sems kyang
thob ste / bdag gang yin pa sems can yan de yin sems can gang yin pa
bdag kyang de yin po shes rtog pa'i sems thob po // (Pek ed, No. 5531,
304, a, 8~305, b, 7)

(小谷信千代『大乘莊嚴經論の研究』文栄堂書店, 1984年, p. 170-172参照)

- (6) *Bodhisattvabhūmi* ;Wogiwara ed, p. 41, ll. 15-20, Dutt ed, p. 28, ll. 9-12
sa khalu bodhisattvas tena dūrānupraviṣṭena dharmanairātmya-
jñānena-nirabhilāpya-svabhā=vatām sarva-dharmāṇām yathābhūtaṃ
viditvā na kiñcid vikalpayati nānyatra vastu-mātraṃ gṛhṇāti tathatā-
mātram.na cāsyaiṣaṃ bhavati vastu-mātraṃ vā etat tathatā-mātraṃ ceti.

- (7) MSA 「菩提品」安慧復釈に見られる認識判断の実体化への展開例

sems can rnams kyi mos bshin du / sangs rgyas gzugs ni shin tu ston //
(LXXI-2)

zhes bya ba la/gzhan yang mnyam pa nyid kyi ye shes ni sems can
so so'i mos pa tang / tha dad pa tang /bsam pa bzhin du sku ston par
byed do/kha cig la sku'i kha dog sngon por ston / kha cig la ser por
ston pa la sogs pa'o // (Pek ed, No. 5531, 263-2-6~263-3-1)

さらにこの点について, 同じ citta の平等性という観点にもかかわらず, 平

等性と平等性智を明確に区別せしめることによって、一層その主張は明確となる。

mnyam pa nyid kyi ye shes kyi rang bzhin bstan pa'i phyir/

sems can la mnyam pa nyid kyi ye shes ni /(LXX-1)

zhes bya ba la sogs pa tshigs su bcad pa gcig smos te/sa dang po'i dus na bdag gang yin pa sems can gzhan yang de yin/gzhan gang yin pa bdag kyang de yin no zhes sems can dang bdag gnyis su mnyam pa nyid sa dang po'i dus na rtogs so zhes bya ba'i don to/

bsgom pa dag phyir 'dod pa ste //(LXX-2)

zhes bya ba la/sa dang por mnyam pa nyid rtogs pa'i ye shes la sa gnyis nas sa bcu'i bar du bsgom pa dang / sa bcu man chad nas bdag tu rtog pa'i bag chags phra mo yang spangs nas dag par gyur pa dang / sangs rgyas kyi sar mnyam pa nyid kyi ye shes su gyur pa 'dod do zhes bya ba'i don do/(Pek ed, No. 5531, 263-1-5~8)

ただし、こうした初地における平等性と、仏地における平等性智を明確に区別して説明する点は、今後の検討課題とする。(佐藤俊哉「平等性智考」『佐藤龍賢博士古希記念論文集 仏教教理思想の研究』1998年, p. 816参照)

(8) G. Nagao ed, Index to the MAHĀYĀNA-SŪTRĀLĀMKĀRA, 日本学術振興会, 1958年, pp. 256-257

(9) Der ed, No. 4034, 256a~257a.

(10) Der ed, No. 4029, 156b, No. 4034, 182a

(11) Der ed, No. 4029, 156b-a, No. 4034, 182b

菩薩の sama-citta と六波羅蜜の密接な関係は、①諸々の求者に対して愛憎に堕ちることのない無偏の心平等（布施）、②微細の戒行も欠くことのない無犯（持戒）、③あらゆる場所と時間において、あらゆる勝劣の衆生によく忍ぶ遍忍（忍辱）、④あらゆる善根を起こし、自他の利を生起せしめるために勤行する善利（精進）、⑤あらゆる善根を起こし、自他の利を生起せしめるために修める定（禪定）、⑥初発心から究境に至るまでのすべての行が三輪清浄となる無分別（智慧）を内容とする。

(12) Der ed, No. 4029, 91b, No. 4034, 189a~b

(13) MSA, Lévi. ed, p

(14) SAVBh: Pek ed, No. 5531, 308a2~312b3, Der ed, No. 4034, 275b5~279b2, 小谷前掲書 pp. 263-271参照。